

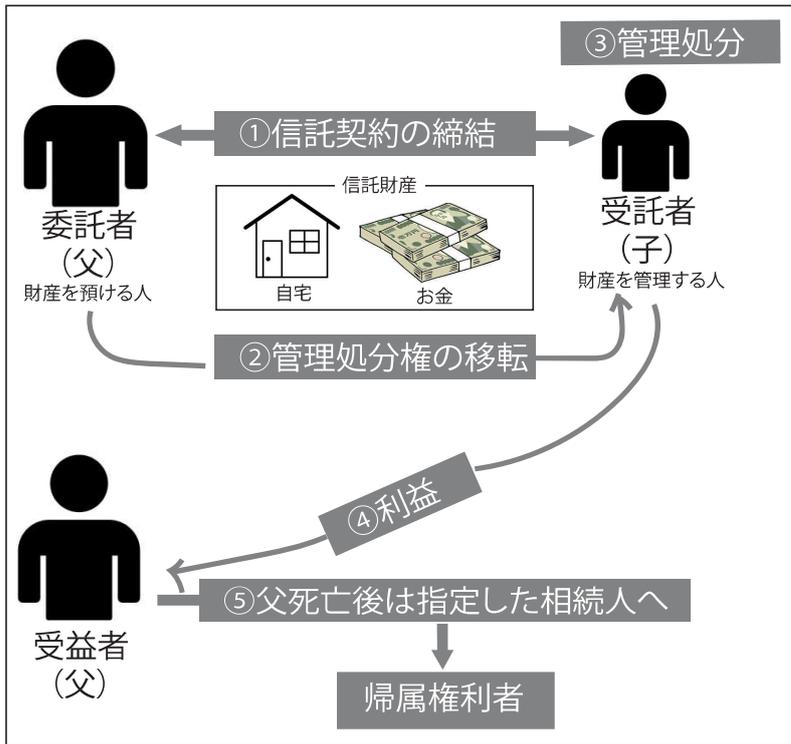


duomo…イタリア語で町一番の教会という意味です。弊社がお客様や地域の人たちから親しまれ必要とされ町一番の会社になれるようにとの願いを込めてこの名前に決めました。

今年の節分は2月2日です。どうしてかと言えば、今年は春分の日が3月20日で、そこから立春の日が2月3日になり、節分はその前日なので2月2日になります。節分は24節気のうちの一つですが、この24節気は約2600年前の中国の黄河地方で、太陽の動きに基づいて作られたもので、6世紀ころに日本に伝わりました。昔の人は、日々の暦は月の満ち欠けの大陰暦で暮らし、農耕とかで必要な時には、太陽暦で正確な時期を知っていたんですね。

認知症対策としての「家族信託制度」

「家族信託制度」の基本イメージ



最近不動産の処分のことでご相談に来店される方で、その不動産の所有者であるご両親が認知症でご本人の意思確認ができないような場合がよくあります。

そういった場合、その不動産を処分しようと思えば、成年後見制度を利用する以外ありません。

しかしながら、この場合は家庭裁判所の監督下での財産管理となり管理報告書の提出等、いろいろと面倒なことをしなくてはならなくなり、また費用も掛かります。

こういったことを避けるために、ここで紹介するのが「家族信託制度」を利用した方法です。

「家族信託制度」とは、不動産やお金などをの財産の管理や処分を信頼できる家族に託す制度です。

「家族信託制度」のポイントは以下の3つです。

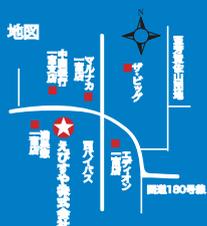
ポイント① 財産の管理や手続きは「受託者」、財産の利益は「受益者」へ

ポイント② どの財産を家族信託するかは自由に決定できる

ポイント③ いつ家族信託を終わらせるかは自由に決定できる

「家族信託制度」の8つのメリット

- メリット① 家族だけで財産の管理ができる……………裁判所や弁護士、司法書士などの関与がありません。
- メリット② 財産凍結を回避できる……………委託者が認知症になった場合でも受託者の権限で財産処分可能。
- メリット③ 財産管理コストの低減につながる可能性がある……………家族である受託者が財産の管理をするので無報酬の場合が多い。
- メリット④ 財産管理の負担・取引リスクを回避できる……………高齢者が自分で財産を管理する際の負担や資産運用などの取引リスクを軽減できる。
- メリット⑤ 相続対策も同時に行うことができる……………本人が亡くなった後に信託財産を誰に引き継がせるか決めることができる。
- メリット⑥ 財産の承継先として“次の次”まで指定できる……………遺言書では“次”までしか決定しておけませんが、家族信託では“次の次”まで指定することができます。
- メリット⑦ 詐欺対策も同時にできる……………高齢者を狙った詐欺対策も同時にできます。
- メリット⑧ 贈与税や不動産取得税がかからない……………家族信託で名義が変わっても贈与税や不動産取得税は掛かりません。登録免許税は掛かります。死亡した場合は相続税がかかります。



ご連絡先  **086-284-6170**
えびすや建築工房

TEL. 086-284-6170 E-mail. info@ebisuya-net.co.jp
FAX. 086-284-6175

えびすや 株式会社 〒701-1211 岡山市北区一言113-1

こちらから無断でお伺いすることはございません。